

生徒心得

【1】 生徒心得

皆さんが本校で過ごす時間は、知識を深め、技能を習得するだけでなく、「自己指導能力」を育てるための貴重な機会です。「自己指導能力」とは、自分自身の行動を管理し、自立して問題解決ができる力のことです。この能力は、学校生活だけでなく、将来社会に出たときにも大いに役立ちます。

本校では、皆さんが自己指導能力を高めることを重視しています。それは、自分自身で目的を理解し、目標を設定し、計画を立て、実行に移す力を身につけることを意味します。また、困難に直面したときには、自ら解決策を見つけ出し、適切な判断ができるようになることも含まれます。

学校生活の中で、皆さん一人一人が自己指導能力を発揮し、自分の学びや行動に責任を持つことが求められます。この心得を持つことで、皆さんは自分の可能性を最大限に引き出し、将来どんな状況にも対応できる強い人間に成長することができるでしょう。

私たちは、皆さんが自己指導能力を身につけ、自信を持って未来に向かって進むことを支援します。本校での経験が、皆さんの人生において、自立した個人として歩むための確かな基盤となることを願っています。

【2】 校内生活

上記【1】を踏まえたうえで、学校での生活について留意して欲しいことを示します。

1. 課業について

- (1) 朝は、午前8時30分までに校門を通過する。
- (2) 欠席・遅刻は、事前に指定の方法または電話で学校に連絡する。遅刻の場合は、登校時に職員室で入室許可書を記入・提出し教室に入る。
- (3) 考査を受ける時は次のことに留意して臨む。
 - ① 公正な態度で受査し、筆記用具以外の持ち物は全て廊下に整頓しておく。
 - ② 私語や、わき見をする、あるいは机、ポケットの中などに紙などが入っていたり、スマートフォン等電子機器を所持することはすべて不正行為とみなされる。
 - ③ 遅刻者は考査開始20分を経過した場合は、その時間の考査を受けられない。また途中退出は特別な事情を除き原則として認めない。
 - ④ 病気、指定感染症等による欠席の場合は、原則として証明する書類をすみやかに提出する。
- (4) 親族の死亡・父母の祭日による忌引き
 - ① 親族の死亡
 - ア 父母 7日以内
 - イ 祖父母、兄弟姉妹 3日以内
 - ウ 曾祖父母、叔伯父母 1日
 - ② 父母の祭日 1日
- (5) 次の場合は事前に担任に申し出る。
 - ① 入学試験や就職試験等のために出校しなかった時は「出席停止・忌引等」として扱うが、各科目については欠課等の扱いをする。
 - ② 対外運動競技やコンクール等に参加するために出校しなかった生徒について、校長が承認したものであれば出席の扱いとするが、各教科については欠課等の扱いとする。
- (6) 校舎の施錠及び部活動の終了時刻
 - ① 施錠…午後5時

②部活動の終了時刻

4月～10月…午後6時30分

11月～3月…午後6時

なお、部活動終了30分以内に下校を完了する。

また、予め生徒・保護者の了解を得て、部活動顧問の責任のもとで活動を延長することがある。

2. 交通安全について

- (1) 自転車通学者は自転車通学許可願いを提出し許可を得る。

※ 交通事故の被害軽減のため、自転車用ヘルメットの着用を推奨する。

- (2) 交通事故・違反があった場合は大小にかかわらず、すぐに担任に申し出る。

【交通事故にあった場合・起こした場合】

- ① 自他の安全を確保し、「110番」・「119番」へ連絡する。
- ② けがの程度にかかわらず、事故の相手の氏名・住所・電話番号等の連絡先を確認する。
- ③ 目立った外傷がなくても、医師による診断を受ける。
- ④ 保護者・学校に連絡する。

※ 事故の現場に居合わせた場合は、負傷者を救護し、状況に応じて「110番」・「119番」へ連絡する。

- (3) 愛知県交通安全条例の「四ない運動」を推進し、運転免許取得(原付・二輪・四輪)、購入、乗車(同乗)を禁止する。

3. 所持品について

- (1) 教科用具等授業で使用する物品には必ず記名する。
- (2) 電子機器や娯楽品、嗜好品など授業に関係ないものを持ってこない。
- (3) 貴重品の管理は特に注意し、万一紛失した際は、直ちに担任に届け出る。

4. 服装規定について

- (1) 登校・校内生活・下校は原則制服を着用する。
- (2) 高温期はリボン・ネクタイの着脱可とする。ただし、ブレザー着用時にはリボン・ネクタイをすること。高温期にリボン・ネクタイを外しているときは、第一ボタンを外してもよいこととする。
- (3) 寒冷期は登下校時に防寒時の着用を認める。
- (4) その他、詳細な校内規定に関しては、その都度、周知する。

【3】 校外生活

学校外においても法や条例を守るとともに、常に木曽川高校の生徒であることを自覚して、行動する。
万が一、学校生活に関した事件が起きた場合は直ちに学校へ連絡する。

1. SNS上で個人が特定されるような情報は投稿しないこと。また、校内で得た情報、学校行事等で撮影した写真や動画等は原則投稿しない。
2. アルバイトは特別な事情により必要である者は、保護者連署の上、担任に申し出て、許可を得る。

【4】 学割の発行(JRについて)

1. 101Kmを超える旅行について、必要最小限の枚数を発行する。
2. 学割交付願を担任・生徒指導部をとおり学校に提出する。
3. 計画に基づき、早めに申請する。夏季、冬季、春季の長期休業に入ってから交付願は、原則として受け

付けない。

【5】 改正または廃止の手続き

上記の内容は、次の手続きを経て改正や廃止を行います。

1. 生徒会は、各クラスの議員を通じて生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して生徒心得の改正または廃止の承認を得た後、校長に対し生徒心得の改正または廃止を要求することができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく要求があったときは、適切な方法で生徒等から意見を聴取し、P T A理事会、学校評議委員会や同窓会等でその内容について、必要に応じて議論するものとする。
3. 校長は、生徒心得の改正または廃止について、必要に応じてP T A理事会、学校評議委員会や同窓会等の意向を踏まえる。
4. 校長は、生徒心得の改正または廃止にあたっては、議論の経緯および決定理由等について、生徒等に説明するものとする。

【6】 特別な指導

次の行為は原則として特別な指導の対象とする。

1. 法令・法規に違反する行為…喫煙・飲酒、窃盗(万引きを含む)、暴力行為等
2. 条例および本校の規則等に違反する行為…四ない運動違反等
3. 本校の規則および高校生の本分に反する行為…不正行為(試験中のスマートフォン等の持ち込み含む)、無断アルバイト、家出等

特定の問題行為に対する対応

「いじめ(暴言・SNS 等による悪口含む)」 いじめとして確認された行為によって必要に応じて対応する。

「情報モラル関連」 学校で対応が難しい事案は、警察と連携する。

「盗撮・わいせつ行為」 行為が確認された場合は警察と連携する。

特別な指導では、行為について理解をし、自分を見つめ直すための活動を通常とは別の環境で時間をかけ行う。

その他、遅刻規定やスマートフォン規定等は校内規定として別途周知する。

なお、これらの内容は令和7年4月時点のものであり、変更の可能性があります。